

第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が当社において設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条 (特定口座開設届出書等の提出)

(1) お客さまが、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申込みのとし、当社の諸手続きが完了した後に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできません。

① 特定口座開設届出書

② 当社所定の本人確認書類

(2) お客さまは、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書（以下本項において「当該選択届出書」といいます。）を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例（以下、「源泉徴収」といいます。）の適用を受けるものとします。

なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時より前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

(3) お客さまが、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託等)

上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条 (所得金額等の計算)

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算を、租税特別措置法、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行います。

第5条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

当社は、お客さまの特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎおよび代理を含みます。）により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、お客さまが当社に開設した特定口座に所定の方法により移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等がすべて移管される場合に限ります。）された上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）または同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
- ④ 贈与・相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座または特定口座以外の口座（非課税口座および未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、当社の当該お客さまの特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等がすべて移管される場合に限ります。）することにより受入れる上場株式等
- ⑤ お客さまが贈与、相続または遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑥ お客さまが、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、保管の委託等、関係法令の定めにより特定保管勘定への受入れが認められているもの
イ、株式等の分割または併合

- ロ. 株式等無償割当て
- ハ. 法人の合併
- ニ. 投資信託の併合
- ホ. 法人の分割
- ヘ. 株式分配
- ト. 株式交換等
- チ. 取得請求権付株式等の請求権の行使
- リ. 新株予約権等の行使
- 又. 上場株式等償還特約付社債（EB）償還で取得する株式

⑦ その他、租税特別措置法施行令および関係法令等で定められた上場株式等

第6条 （譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して売付をする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条 （源泉徴収）

- (1) 当社は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けたときは、租税特別措置法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、株式等の譲渡による所得に係る所得税および地方税の源泉徴収を行います。
- (2) 上記(1)の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客さまの株式累積投資取引に係る共有株式について付与された新株予約権の売却代金その他譲渡後直ちに再投資に充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に定められた税率を乗じて計算した金額の再投資を行わないことがあります。
- (3) 上記(2)の規定は、外国証券に付与された新株予約権の売却処分に係る所得についても適用します。
- (4) 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条 （特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

- (1) 特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しを希望される場合には、当社所定の書類を提出していただきます。
- (2) 特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社はお客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日および当該取得日に係る数等を、書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第9条 （特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）②に規定するお客さまの特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

第10条 （贈与・相続または遺贈等による特定口座への受入）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）④、⑤、⑦に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号および第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号または第26号および同条第15項から第17項までもしくは同条第19項から第21項までもまたは同法第25条の10の5に定めるところにより行います。

第11条 （年間取引報告書等の送付）

当社は、特定口座を開設しているお客さまに対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書2通を作成し、翌年1月31日（第12条によりこの契約が解除されたときは、当社はその解除日の属する月の翌月末日）までに、1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署長に提出します。

ただし、お客さまが開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡および上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客さまからの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。なお、お客さまからの請求がなく特定口座年間取引報告書をお客さまに交付しない場合でも、所轄の税務署長には提出します。

第12条 （契約の解除）

次の各号の一つに該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客さまが当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② お客さまが租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
- ③ お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設

者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

④ やむを得ない事由により、当社がお客さまに解除を申し出たとき

第13条 （特定口座を通じた取引）

お客さまが特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第14条 （特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る 1 単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第15条 （特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。